

○財務省告示第二百十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年三月二十二日に発行した割引短期国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行価格	償還期限	償還金額
割引短期国庫債券（第九回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による乗換えのための引受け	八千万円	千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年三月二十二日	平成十七年三月二十二日	額面金額百円につき百円

十三 十二
払込期日 場所 元金支払
平成十六年三月二十二日 日本銀行